

健康診断受診の往復交通費請求方法のご案内

健康管理手帳による健康診断を受診される場合、ご自宅から健康診断機関への往復に要する交通費が支給されます。

その請求方法や概略につき記載いたしますので、ご自身の交通手段に応じて請求を行って下さい。

1. 請求方法（用紙）

別添の「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」を静岡労働局に送付していただきます。

2. 交通手段（請求記載例）

「健康管理手帳に係る健康診断受診旅費請求書」の記載例1と記載例2を参考として下さい。「記載例1」が公共交通機関使用の場合、原則受診者の方1名分の普通旅客運賃額であり特急料金の請求はできず、また、特段の理由がない限り例外はありません。

「記載例2」が自家用車使用の場合、高速・有料道路を除いて最も短距離と認められる経路を対象として1km当たりの単価16円で換算して支給します。

※1 受診の都度、受診前後の現に支払ったガソリン代の額が分かる領収書の添付等があり、妥当なものと認められるものであれば、実費として支給することは可能です。

※2 有料道路料金又は駐車場料金を使用した場合は、領収書等と経路の地図があり、妥当なものと認められるものであれば、支給されることがあります。

なお、公共交通機関と自家用車を併用した場合は、各々の料金とkm換算の金額の内訳を記入して合算して請求して下さい。

3. 請求用紙の送付等

原則、ご自身で静岡労働局へ送付していただきご指定の本人名義の口座への振込により支払いたします。

4. 例外的な場合について

以下のような場合については、事前に静岡労働局健康安全課担当に連絡して相談して下さい。

- (1) 公共交通機関を使用するが単独で往復することはできず、付添人が必要となる場合（付添人の交通費も必要となる場合）
- (2) 終電時刻等の関係から代替手段を考えざるを得ない場合
- (3) その他、やむを得ない事情で特別な出費が必要と考えられる場合

5. 送付先と相談窓口

静岡労働局 労働基準部 健康安全課 衛生担当

〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎内

電話番号 054-254-6314